

相続人代表者の指定届出書

平成 年 月 日

倉吉市長 様

納税義務者の死亡により相続が発生しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人の地方団体徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので、次のように届け出ます。

記

〒 -

相続人代表者

住所

ふりがな

氏名

印

TEL () -

所有者番号

被相続人氏名	死亡時の住所	死亡年月日
ふりがな	住所	被相続人との続柄
各相続人氏名		

注 意:ただし、固定資産税につきましては相続登記が完了するまでの間の納税義務者を明確にするもので、遺産分割や相続登記には全く関係ありません。所有権移転については、法務局で登記を行う必要があります。

オンライン 課税台帳 滞